

原子力研究所が国立、公社、特殊法人のいずれの
 形態をとるかによって生ずる利害得失

31.1.12. 総理府原子力局

事項別	国立	公社	特殊法人
出資	○国費	○全額政府出資 ⊕ 予算が確保し易い	○政府及び民間出資 ⊖ 予算の確保はやや困難 ⊕ 官民協力体制をとり得る
予算及び資金関係	○国家予算（主務省から要求、閣議決定、国会議決） ⊕ 経費の削減可能 ⊕ 厳重な監督可能 ⊖ 予算決定の手続は人による ⊖ 予算運用の弾力性少 1) 定員は、予算及び定員法で決められる 2) 給与は、給与法による 3) 物件費は、予算費目に決められる 4) 会計整理は、予決令による	○政府関係機関予算（主務省を通じて予算要求、閣議決定、国会議決、国家予算とは費目が異なり、総括的なものに止まる） ○資金計画は、毎四半期主務大臣の承認 ⊕ 相当の監督可能 ⊖ 予算決定の手続はやや人による ⊖ 予算運用の弾力性少 1) 定員は、予算の費目別総額に決められる 2) 給与は、給与率則による（一般公務員の二割増） 3) 物件費は、費目別総額に決められる 4) 支出の手続はやや簡単	○予算は当該法人の予算として、毎年度主務大臣の認可（政府出資分及び補助金は、財政融資の一部として国家予算に組み込まれ、閣議決定、国会の議決） ○資金計画、業務計画は、毎事業年度主務大臣の認可 ⊖ 監督はやや弱い ⊕ 予算決定の手続簡単 ⊕ 予算運用の弾力性確保 1) 定員は、予算及び業務計画による 2) 給与は、自ら決定（一般公務員の四割増程度） 3) 物件費は、予算及び業務計画による 4) 支出の手続簡単
人事服務及び労務関係	○全職員を政府（任命権者）が任命 ○服務及び労務関係は、公務員法適用 ⊕ 監督は十分	○総裁は、皇室委員会の同意、政府（内閣）任命、副総裁は、委員会同意、総裁任命、理事は、総裁任命、職員は、総裁任命 ○服務は、法律に基く業務規程等による ○労務関係は、公労法適用 ⊖ 監督はやや弱い	○理事長、監事は、管理委員会同意、政府（主務大臣）任命、副理事長、理事は、委員会同意、総裁任命 ○一般労務法適用 ⊖ 監督はやや弱い

民間企業と同様に
 役員を任命する
 ことにより
 監督が弱くなる

事項別	国 立	公 社	特 殊 法 人
	⊖ 任命手続は人さ	⊕ 任命手続やや簡単	⊕ 任命手続 やや 簡単 ⊖ 労組結成による抵抗を 考えられる
業務関係	○ 国家機関としての監督 ⊕ 厳重な監督可能 ⊖ 業務運営は積極性 弾力性欠除	○ 根拠法による監督 (主務省に監理官等を 設けることも可能) ⊕ 相当の監督可能 ⊖ 業務運営にやや積極 性、弾力性を欠く	○ 根拠法による監督 ⊖ 監督やや弱い ⊕ 積極的、弾力的な業務 運営可能
課税関係	○ 国家機関として全部 非課税 ⊕ 税負担皆無	○ 政府関係機関として全 部非課税 ⊕ 税負担皆無	○ 根拠法により一部非課税 とすることも可能 ⊖ 少くとも地方税負担は 考えられる